

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 26 年 9 月 19 日

屋久島町長 荒木 耕治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
永田集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）
平成 26 年 9 月 4 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
19 経営体
法人 0 経営体
個人 19 経営体
集落営農 0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方
生産品目の明確化、複合化、高付加価値化、新規就農の促進、地元農産物の有効活用に取り組む。